

鳥取県告示第592号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成21年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 河川整備計画を定めた河川

- (1) 勝部川水系
- (2) 斐伊川水系加茂川

2 河川整備計画を閲覧に供する場所

- (1) 1(1)に掲げる河川に係るもの 鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県東部総合事務所並びに鳥取市都市整備部都市建設課及び鳥取市青谷町総合支所
- (2) 1(2)に掲げる河川に係るもの 鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県西部総合事務所並びに米子市建設部土木課